2　前項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額の見込額は、当該年度の前々年度におけるこれらの額を基礎として算定するものとする。

3　第一項各号において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　前期高齢被保険者加入割合　当該市町村の被保険者の数に対する当該前期高齢被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）の数の割合

二　平均前期高齢被保険者加入割合　すべての保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第三項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合

三　前期高齢被保険者一人当たり給付額　当該市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ⑴に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額

四　平均一人当たり給付額　すべての市町村の被保険者に係る第一項第一号イ⑴に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額

五　平均前期高齢被保険者一人当たり給付額　すべての市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ⑴に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

第四十四条の二第一項中「第百十九条の二第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同条第二項中「第百十九条の二第二項」を「第百十八条第二項」に改める。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二から第六条の七までを削る。

第六条の八第一号中「基準」の下に「（同令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同令第二十九条の七第五項に定める基準とする。）」を加え、同条第二号中「基準」の下に「（同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準とする。）」を加え、同条を第六条の二とする。

第六条の九中「第四条の五第二項」を「第四条の四第二項」に、「第七十二条の五第二項」を「第七十二条の四」に改め、同条を第六条の三とする。

第十七条中「第六条の八」を「第六条の二」に改める。

附則第三条中「第六条まで及び第六条の六から第六条の八」を「第六条の二」に改め、同条の表第六条の六第一項の項から第六条の七第三項の項までを削り、同表第六条の八の項中「第六条の八」を「第六条の二」に改める。

附則第五条の表算定政令附則第十五条第一号イの一般被保険者の数の項中「世帯主及び被保険者」を「世帯主、被保険者及び同条第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）に、「国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第一号」を「同条第五項第一号」に、「同号」を「同項第三号ロ」に改め、同表算定政令附則第十五条第一号ロの一般被保険者の数の項から算定政令附則第十五条第一号ニの介護納付金賦課被保険者の数の項までの規定中「世帯主及び被保険者」を「世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者」に、「国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第一号」を「同項第一号」に、「同号」を「同項第三号ロ」に改め、同表算定政令附則第十五条第二号ニの介護納付金課税被保険者の数の項までの規定中「世帯主及び被保険者」を「世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者」に、「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「同項」を「同号ロ」に改める。

附則第六条の見出し中「附則第十六条各号」を「附則第十六条の二第一項及び第十六条の三」に改め、同条第一項中「附則第十六条第一号」を「附則第十六条の二第一項」に改め、「規定する当該市町村の前期高齢被保険者」の下に「（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「附則第十六条第一号」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「附則第十六条第二号」を「附則第十六条の三」に、「附則第十六条の二第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　算定政令附則第十六条の二第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「前期高齢被保険者三十万超合算額」とあるのは「前期高齢被保険者拠出対象額」と、第一項中「附則第十六条の二第一項に規定する額の合算額」とあるのは「附則第十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する乗じて得た額」とする。

附則第七条（見出しを含む。）中「附則第十九条第一項第二号及び第二十条」を「附則第十九条第一項第一号、第二十条並びに第二十条の二第一号イ及び第二号イ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（算定政令附則第二十条の二第二号ロに定める厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の二　算定政令附則第二十条の二第二号ロに規定する各会員市町村の一般被保険者の所得の合計額は、国民健康保険団体連合会（次条において「連合会」という。）の会員である市町村（次項及び次条において「会員市町村」という。）のそれぞれの国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）第五条第一項第一号ロに規定する基礎控除後の総所得金額等の合計額とする。

2　算定政令附則第二十条の二第二号ロに規定する会員市町村の一般被保険者の所得の合計額は、各会員市町村の前項に規定する合計額の合算額とする。

附則第八条中「国民健康保険団体連合会（以下この条において「連合会」という。）の会員である市町村（以下この条において「会員市町村」という。）」を「会員市町村」に改める。

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第三条　国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号ロ中「前々年度の法第七十条第三項に規定する基準超過費用額（以下この号において「基準超過費用額」という。）及び」を削り、同号ハ中「前々年度の基準超過費用額及び」を削り、同条第八項中「第六条第三号から第八号まで」を「第六条第四号から第九号まで」に改める。

第六条中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下この号において「特例対象被保険者等」という。）の保険料を施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準に従い減額する場合